



八 監 第 1 5 9 号

令 和 6 年 7 月 1 2 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 大 塚 裕 介

令和5年度指定管理者監査（社会福祉法人八千代市社会福祉協議会）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置の公表について

令和5年8月21日付け八監第211号により提出した令和5年度指定管理者監査（社会福祉法人八千代市社会福祉協議会）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第199条第14項の規定により八千代市長から通知がありましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

令和5年度指定管理者監査結果（令和5年8月21日付け八監第211号）

対象機関・対象団体	区分	所見及び措置内容
健康福祉課	指摘事項	ア 管理運営業務に対する実績評価の実施について 【所見】 八千代市指定管理者制度ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）において、指定期間終了翌年度に総括評価を行うこととされているが、前指定期間終了の翌年度である令和4年度に、前指定期間の総括評価が行われていなかった。 今後は、ガイドラインに従い、適切な時期に実績評価を行われたい。 【措置内容】 今後は、ガイドラインに従い、適切な時期に実績評価を行ってまいります。
社会福祉法人八千代市社会福祉協議会	指摘事項	ア 空気環境測定 of 適切な実施について 【所見】 八千代市福祉センター管理運営仕様書（以下「仕様書」という。）において、空気環境測定は2か月に1回の頻度で行うこととされているが、年間を通して行われていなかった。 今後は、仕様書に従い、適切な頻度での空気環境測定を行われたい。 【措置内容】 仕様書の業務基準・業務内容に従った空気環境測定を行うよう指導し、令和6年度から実施することとしました。